学校給食用物資納入業者応募要領

１．資格要件

（１）学校給食の意義、役割を理解し、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること

（２）衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン)」に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の指導が行われていること

（３）学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時間に、指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること

（４）製造・加工・配送に携わる従業員全員の検体検査を１カ月に１回以上実施しており、衛生検査等に係る報告を求めた場合は、遅滞なく提出できること

（５）随時の立入検査等については、すみやかに応じることができること

２．申請の流れ

（１）申請関係書類を九十九里町ホームページからダウンロードするか、九十九里町学校給食センター窓口で取得し、必要書類等を確認してください。

（２）『学校給食用物資納入業者指名申請書』に必要事項を記入・押印の上、必要書類を添付して、九十九里町学校給食センターへ持参又は郵送により提出してください。

（３）提出書類は受領後、内容を審査し、九十九里町学校給食センター運営委員会へ諮問します。

（４）給食用物資納入適格者（以下「適格者」という。）の結果について、３月下旬までに通知します。

※申請事項及び添付書類に虚偽があった場合は、指名を抹消することがあります。

３．申請できる者

次のすべてを満たしている者

（１）九十九里町に本社又は営業所がある法人
九十九里町に住民登録及び主たる事業所を有する者
ただし、数量等調達困難な物資についてはこの限りでない。

（２）納期の到来した法人税（個人事業者にあっては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納している者

（３）納期の到来した住民税等（延滞金を含む）を完納している者
（４）会社更生法及び民事再生法に基づく手続きの開始申し立てをしていない者
（５）業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けている者
（６）九十九里町暴力団排除条例の規定に基づく排除措置対象になっていない者

４．指定の取り扱い
（１）適格者として指定を受けても、発注を約束するものではありません。
（２）学校給食用物資は、九十九里町学校給食センターが毎月作成する献立に必要な食品の見積りを適格者へ依頼し、最低価格を提示した業者へ発注します。
※一部除外あり（その場合、市場価格との差異が生じないこと）

５．受付期間
令和８年１２月１日（火）から令和８年１２月１５日（火）まで
※土・日曜日を除く
※午前８時３０分から午後５時まで
※持参又は郵送（必着）

６．提出書類
（１）令和９年度・令和１０年度 学校給食用物資納入業者指名申請書
（２）食品衛生監視票（製造及び販売業者）　※写し可
（３）食品営業許可書の写し（野菜卸しを除く）
（４）受付票

７．受付場所・問い合わせ先
九十九里町学校給食センター
〒２８３－０１０４　九十九里町片貝２５４４番地
TEL０４７５－７６－２２７４
FAX０４７５－７６－４２１１

８．指定期間
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで（２年間）